

## 平成21年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度が始まります

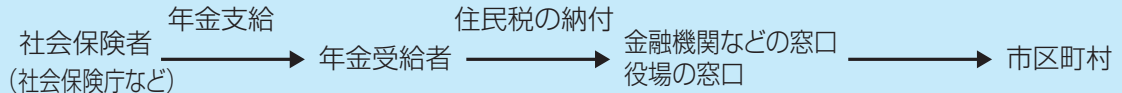
現在、公的年金にかかる個人住民税は、他の所得にかかる税額と併せて「納付書払い」「口座振替」または「給与からの天引き」で納めていただいておりますが、**平成21年10月から一定の条件に該当する方については、公的年金からの特別徴収(天引き)によって納めていただくことになります。**

この制度は、一定の条件に該当する方について個人住民税の納税方法を変更するものであり、**新たな税負担が生じるものではありません。**

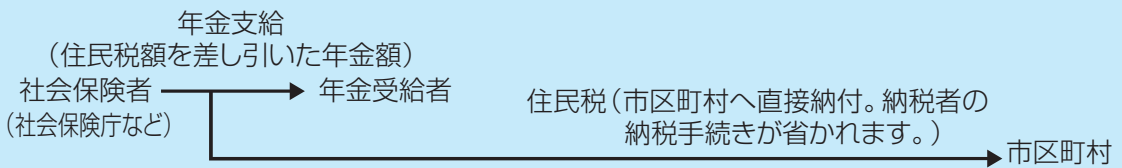
また、この制度により金融機関等に足を運んで納税していただく手間が省けるため、納税者の利便性向上と、町にとっても税の徴収業務の効率化及び経費節約が図れます。

### 制度の概要

#### これまでの徴収方法



#### 平成21年10月からの徴収方法



### 制度の対象者

公的年金にかかる個人住民税が課税となる方で、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方

※但し、次の項目に該当する方は天引きの対象にはなりません。

- ①公的年金にかかる個人住民税が非課税となる方
- ②老齢基礎年金などの給付額の年額が18万円未満である方
- ③天引きされる税額が老齢基礎年金などの年額を超える方
- ④老齢基礎年金などから、所得税・介護保険料・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を控除した後の額が天引き額より少ない方
- ⑤介護保険料を普通徴収(納付書払い又は口座振替)で納める方

### 対象税額

公的年金などにかかる所得分の所得割額と均等割額が対象となります。

公的年金以外の所得がある場合、それらの所得にかかる税額は当面公的年金から天引きされることはありません。公的年金以外の所得にかかる税額は、今までどおり「納付書払い」「口座振替」または「給与からの天引き」で納めていただくことになります。

### 対象税額

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などが天引きの対象です。

なお、対象となる公的年金などを複数受給している場合は、定められた優先順位に基づき、高順位の1つの年金から天引きされます。

## 特別徴収の対象税額と徴収方法

### これまでの納税方法

| 徴収方法  | 普通徴収(納付書払い) |         |         |         |
|-------|-------------|---------|---------|---------|
|       | 上半期         |         | 下半期     |         |
| 期 別   |             |         |         |         |
| 年金支給月 | 6月          | 8月      | 10月     | 1月      |
| 徴収税額  | 年税額の1/4     | 年税額の1/4 | 年税額の1/4 | 年税額の1/4 |

### 平成21年度に特別徴収の対象となる方の納税方法

| 徴収方法  | 普通徴収(納付書払い) |         | 特別徴収(年金からの引き落とし) |         |         |
|-------|-------------|---------|------------------|---------|---------|
|       | 上半期         |         | 下半期              |         |         |
| 期 別   |             |         |                  |         |         |
| 年金支給月 | 6月          | 8月      | 10月              | 12月     | 2月      |
| 徴収税額  | 年税額の1/4     | 年税額の1/4 | 年税額の1/6          | 年税額の1/6 | 年税額の1/6 |

### 平成22年度以降の納税方法

| 徴収方法  | 特別徴収(年金からの引き落とし)  |                   |                   | 特別徴収(年金からの引き落とし)          |                           |                           |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|       | 上半期               |                   |                   | 下半期                       |                           |                           |
| 期 別   |                   |                   |                   |                           |                           |                           |
| 年金支給月 | 4月                | 6月                | 8月                | 10月                       | 12月                       | 2月                        |
| 徴収税額  | 前年度下半期分の額<br>の1/3 | 前年度下半期分の額<br>の1/3 | 前年度下半期分の額<br>の1/3 | 年税額から仮徴収した額を控除した額<br>の1/3 | 年税額から仮徴収した額を控除した額<br>の1/3 | 年税額から仮徴収した額を控除した額<br>の1/3 |

※年度途中で公的年金から天引きする税額が変更になった場合、年金からの天引きは中止となり、徴収済み額を除いた残額のすべてが普通徴収となります。

※年度の途中で介護保険料が公的年金からの天引きの対象外になった場合、個人住民税も普通徴収になります。

問い合わせ先 税務課 TEL (0868) 54-2985